

令和4年3月8日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年3月8日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 村井 勉 | 2番 | 門 秀俊 |
| 3番 | 天野 里美 | 4番 | 兼若 幸一 |
| 5番 | 中野 一郎 | 6番 | 松岡 忠 |
| 7番 | 金井 浩三 | 8番 | 村井 保夫 |
| 9番 | 小川 保 | 10番 | 古川 幸義 |
| 11番 | 隅岡 美子 | 12番 | 渡邊美喜子 |
| 13番 | 尾崎 忠義 | 14番 | 志村 忠昭 |

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

| | |
|---------|--------|
| 町 長 | 丸尾 幸雄 |
| 副 町 長 | 秋山 俊次 |
| 教 育 長 | 三木 信行 |
| 会計管理者 | 山下 佐千子 |
| 町長公室長 | 山内 剛 |
| 総務課長 | 泉 知典 |
| 政策観光課長 | 河田 数明 |
| 税務課長 | 西山 政有紀 |
| 住民環境課長 | 石井 克典 |
| 健康福祉課長 | 富木田 笑子 |
| 高齢者保険課長 | 松浦 久美子 |
| 建設課長 | 三谷 勝則 |
| 産業課長 | 谷口 賢司 |
| 消防長 | 阿河 弘次 |
| 教育課長 | 竹田 光芳 |

1、議会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 森 泰憲 |
| 書 記 | 前原 成俊 |

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、8番 村井 保夫 君・12番 渡邊 美喜子 君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、11番 隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

失礼します。

一般質問に入る前に、一言申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染によりまして自宅療養されてる方、また入院されている方に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、医師の皆様、そして医療従事者の皆様、そしてまた町職員の皆様におかれまして、日夜業務に精励されておりますことに、深く敬意を表したいと存じます。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

11番 隅岡 美子、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でよろしく願いいたします。

次の2点について質問をさせていただきます。

1つ、新型コロナウイルス感染症対策について、2つ、高齢者等相談事業窓口支援の充実について、以上2点でございます。

まず1点目の質問は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスの感染者が、国内で初めて感染されて2年が過ぎました。本町においても、日々の感染者が多く増加をしております。その間においても、町職員はもちろんのこと、特に課内においては、通常の業務に加え、新型コロナウイルス接種に向けての様々な対応に追われていらっしゃる職員も相当疲弊をしているのが現状であると推察をいたします。

そこで、お尋ねをいたします。

課内に新たに新型コロナウイルスワクチン接種推進課組織新設についての町のお考えをお伺いいたします。

よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の新型コロナウイルスワクチン接種推進課組織新設についての町の答えはのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におけるワクチン接種につきましては、町医師会のご協力の下、1回目、2回目の初回接種は、県内でも速いスピードで進み、現在行っている3回目の追加接種も順調に進んでおります。また、5歳から11歳の子供への接種も3月4日より開始をいたしました。昨年3月にワクチン接種を開始した当初は予約が集中し、コールセンターや保健センターへの問合せが殺到し、日常業務に支障を来すような状況もありましたが、接種が進むにつれ、医療機関での個別接種の予約枠も拡大し、65歳以下の一般の接種が始まった際には、インターネットでの予約システムの導入やコールセンター従事者の尽力もあり、現在は特に大きな混乱はありません。追加接種につきましては、5月までには概ね完了する見込みであり、コールセンターにつきましても4月以降状況により順次縮小する予定でございます。さらに、本年6月の庁舎移転に伴い、健康福祉課と、現在保健センターにあります健康増進係が同じフロアで業務できることとなり、今後は各係の間で協力できる体制となるため、現時点では新たな組織を設置する必要はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でした。

先ほどの町長のご答弁の中から質問をさせていただきます。

健康福祉課と健康センターとが同じフロアで業務をしていくって、協力体制をしていくとご答弁でございました。質問は、どのような体制づくりになるのでしょうか、お伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

6月以降新庁舎になりましたら、健康福祉課、現在のこども支援係と福祉係、それと保健センターにあります保健師が常駐しております健康増進係、3つの係が同じフロアで仕事をするようになります。それぞれの係に保健師もおりますので、電話対応、窓口対応等、協力しながらできるようになるかと思っております。健診等につきましては、現在の保健センター、健康センターの方で引き続きすることになりますけれども、それ以外は同じフロアで

同時に業務をしますので、助け合えるところは助け合っていこうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。再々質問でございます。

健診だけが保健センターでして、あとの業務は新庁舎の方でしていくというご答弁でございました。今後、コロナが今6波でございますが、出口が見えておりません。早く収束をしてほしい、願いは持っておりますが、いつ収束するかは分かっておりません。この体制で、じゃあ新型コロナウイルス感染症対策はできるということの理解でよろしいでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の再々質問にお答えいたします。

コロナの今後の感染の状況につきましては、予測はつきませんけれども、ワクチン接種は現在のところ追加接種は3回目接種のみとなっております。今後、4回目という話が出てくるかも分かりませんが、コールセンターも新庁舎の方に移転しますし、その都度対応できるように対策を整えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々再質問です。

本当に大変ではございますが、また鋭意頑張ってくださいたいなど、このように思っております。よろしく願いいたします。

次、2番目の質問に入ります。

2つ目です。新型コロナウイルスの新たな変異株オミクロン株の感染拡大が、今までにない速さで拡大しているように感じております。本町においても、毎日のように感染者が出ている状態でございます。このような中において、今後も自分や家族が感染して自宅療養が必要になった場合は、人との接触を避けるため、基本的には外出はできません。自宅療養に不安を持つコロナ患者も多くいると考えます。

そこでお尋ねをいたします。2点お尋ねをいたします。

1点目、本町におきまして、自宅療養されていらっしゃる方は何人いらっしゃいますか。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の本町において自宅療養されている人は何人いますかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等感

染症に分類されており、感染症予防法において、積極的疫学調査や入院措置等の権限行使は都道府県知事が行うこととされております。そのため、陽性者が発生した場合は、医療機関から保健所に発生届が提出され、その内容については、発生件数、年代、性別、職業及び接触歴の有無のみ関係市町へ周知されることとなっております。本町におきましても保健所から患者の詳しい状況について知らされていないため、自宅療養されている方が何人いらっしゃるかは把握しておりません。しかしながら、保育所、幼稚園、学校等においては、クラスターの発生を防止するためにも児童本人だけでなく、家族が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、速やかに所属する施設または町へ連絡をいただくよう周知しており、ほとんどの保護者をご協力いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

自宅療養者が何人いらっしゃるかということに対しまして、私も通常色々活動しておる中で、この間自宅療養になったんですよとか、今日から私は自宅療養、陽性になったんで自宅療養を今現在しておりますとか、そういった声もよく私は聞くんです。そんなんで、やっぱり自宅療養の把握っていうのは、なかなかこれ難しいんですかね、お伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、保健所から患者の詳しい状況については知らされておりませんので、数値等は把握できません。本人さん、ご家族の方から申出があった数しか町の方では把握できません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

続きまして、2つ目の質問に入ります。

県内において三木町など実施している自治体もありますが、飲食料品の配達支援の実施について、町のお考えをお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の飲食料品の配達支援の実施について、町の考えはのご質問に答弁をさせていただきます。

本町住民が保健所からの指示で自宅療養となった場合、希望者には中讃保健所から自宅療養セットの配布を受けることができます。これは、陽性となった方を対象に、1人につき約10日分の食料品及び衛生用品を県の委託を受け

た業者より配送されるもので、濃厚接触者となり、外出制限がある方への配布は対象外となっております。県内では三木町のように、陽性者の同居家族や濃厚接触者も含めた支援として、食料品や日用品等の生活物資の配布を行っている市町もあり、近隣では坂出市、宇多津町、綾川町が実施しております。本町におきましては、現在のところ実施の予定はございませんが、支援の必要な方へは、町社会福祉協議会と協力し、フードバンクを活用した食料提供やそれぞれの状況に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

先ほどの課長からのご答弁の中から質問をさせていただきます。

この中に、外出制限がある方への配布は対象外となっております。これはやはりちょっとおかしいんじゃないかと思えます。家族はもちろん、濃厚接触者の家族はもちろん、その間に外出もできないし、仕事関係とかそういったことにも大変支障がかかります。そういったことで、外出制限のある方への配布は対象外となっております、そのことはなかなか理解はできないんですけど、その点いかがでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました外出制限のある方の対象外というものにつきましては、県の配布の事業でございます。その対象外の方を支援するために、近隣では坂出、宇多津、綾川が行っている支援もありますが、本町では現在行っておりませんので、それぞれ相談をいただきましたら、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

希望者には自宅療養セットの配布、1人につき10日分の食料品とか衛生用品を配布されるということでございます。今、多度津町で配布を受けられた方についての数の把握っていうのは難しいんでしょうかね。把握はできてるんでしょうかね、いかがでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

隅岡議員の再質問にお答えいたします。

保健所の方から自宅療養者の数を把握しておりませんので、どなたがそれを利用されてるかっていう数も把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

私としては、把握をしていないということに非常に先行き不安などうか、理由は分かりますけれども、どうかなって思う気持ちが大いんです。本町もそういった、現在のところここに書いております予定はないですけども、今後どうなるか分かりませんが、こういったことを参考に近隣の市町も実施してるところもありますので、しっかりとその辺を精査していただいて、判断をしていただいて、速やかにそういったこともしていただきたいと、これは要望をしておきます。よろしく願いいたします。

失礼します。次、大卒の2点目の質問です。

2点目の質問は、高齢者等相談事業窓口支援の充実について質問をさせていただきます。

多度津町高齢者等相談事業実施要綱の中に、実施主体、第2条に、この高齢者等相談事業の実施主体は多度津町とする。ただし、事業の実施に当たっては、町長が定めた社会福祉法人等に委託することができる。利用料、第3条に、利用料は無料とする。相談員、第4条に、相談に当たるものは、高齢者等に身近な存在である民生委員、高齢者等の支援に熱意のあるボランティア等として、相談の内容や地域の実情に応じて専門家を加えるものとあります。現在、社会福祉協議会において、月1回予約制で、時間は10時30分から12時まで、弁護士対応の高齢者相談を行っております。このことは、広報にも掲載をされております。また、相談者は、高齢者とそのご家族となっております。それ以外の方は相談ができないというのが現状であります。

そこで、お伺いいたします。4点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、高齢者等相談事業が開始されたのは何時からでしょうか。よろしく願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の高齢者等相談事業が開始されたのは何時からでしょうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきます高齢者等相談事業は、平成16年度から実施しております。当初は民生委員等が対応する相談体制でありましたが、専門家への相談ニーズが多く、平成19年度から予算化して、弁護士による相談を受けることができるように整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問です。平成16年から実施をしておるといってございまして。もうかれこれ10年近くにはなりますけれども、またそして予算化も年24万円ですかね、たしか、24万円今回の予算もされておりますけれども。そういったことでしておりますが、なにぶん10年余り弱たっておりますので、これからも、

後の質問にも繋がりますけれども、高齢者等だけでなく、町民皆さん、一般の方もできたらよろしいんじゃないかなど、このように思っております。じゃあ、よろしく願いいたします。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

平成28年度からの法律相談件数は何件でしょうか。よろしく願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の平成28年度からの相談件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成28年度、31件、平成29年度、18件、平成30年度、36件、令和元年度、32件、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止をした月がありましたので18件でありましたが、昨年度より成年後見に特化した個別相談会を実施し、合わせて26件の相談がありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

それは広報にも載っておりました。これは、今般配布された3月号の広報でございます。広報の13ページにも、法律相談が載っております。これは、月1回ということで、予約制で、これは曜日は決まっとんのですかね、木曜日という風に。ご答弁お願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁させていただきます。

曜日は決まっております。成年後見の方の個別相談会も第3金曜日と決まっております。

議員（隅岡 美子）

曜日は木曜日に決まっておるそうでございます。これで、相談時間は、1人20分と聞いております。自治体によったら30分のところもあります。相談が1人20分ということで、時間も限られておりますので、相談する方から20分では時間が短いとか、そういった要望とかは今までございましたでしょうか。よろしくお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再々質問に答弁させていただきます。

特にそのような報告は、いただいておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁でございました。有難うございます。

続いて、3つ目の質問に入ります。

3つ目の質問は、弁護士費用についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の弁護士費用についてのご質問に答弁をさせていただきます。
交通費を含め1回2万円の12か月とし、年間24万円で、多度津町社会福祉協議会と委託契約を交わしております。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。
それで、今ちょっと調べましたが、社協で行われております法律相談の弁護士相談ですけれども、これは弁護士の事務所はこちらの方で把握しておりますけれども、ずっとその弁護士と町は契約を結んでる、委託契約を結んでると思いますが、個人的というか、素人なんですけど、同じ、弁護士事務所もたくさんあります、何でその弁護士事務所にずうっとされてるんかなって。そういう質問は、どうかと自分自身も思いますけれども、その弁護士に特化してするというのはどんなんでしょうかね。よろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。
弁護士事務所と町との契約ではありませんけれど、社会福祉協議会と契約をさせていただいております。当初、平成16年にこの事業を開始した際に、弁護士の方を何人か抱えられている高松市内の事務所を選定したという風に伺っております。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。
続いて、4つ目の質問に入ります。
法律相談を高齢者とそのご家族に限らず、全町民を対象とするべきだと私は提案いたしますが、町のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の法律相談の対象者を全町民にするべきだという提案に対しての町の考えについてのご質問に答弁をさせていただきます。
議員のご提案のとおり、全町民が身近なところで法律相談を受けることができる環境にあることに越したことはないと思います。しかし、全町民に対象者を広げたことにより、移動手段が少ない高齢者が相談ができない状況になっては、高齢者福祉の本質から外れてしまうことから、高齢者や高齢者に関

するご家族の相談以外は、日本司法支援センター法テラスや香川県弁護士会においても無料で相談できるサポート体制を整えておりますので、そちらをご活用していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

高齢者はこういうことで、なかなか本質から離れてしまう。そして、課長が申されましたように、日本司法支援センター法テラスとか香川県弁護士会においても無料で相談できるということは分かりますけれども、じゃあ法テラスは、この辺の多度津町から一番近いところにはどこにありますか。よろしくをお願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

日本司法支援センターの法テラスの事務所自体は高松市にありますが、そこに電話をかけていただきましたら、契約している丸亀市内の法律事務所とか、あと中讃保健福祉事務所でも行っておりますので、そちらにご案内していただけるっていうことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。

無料の法律相談ってというのは、先ほども、前にも申しましたかも分かりませんが、まんのう町でも一般町民を対象にしておりますし、三豊市においても一般町民を対象にしておるということを聞いております。なぜ多度津ではそれができないのかと。こういうことは私たち全く知りませんので、こういうことがあるという、法テラスはここへ電話をして、相談をすればいいっていうことも皆さん知りませんので、こういったこともしっかりとPRもしていただきたいし、今後まんのう町、三豊市においても、できてる自治体もあるので、できない訳はないと思うんです。今後、私の要望としては、ぜひ多度津町においても、町民を対象にした無料の法律相談をぜひ実施をしていただきたいと要望をいたします。

以上で、11番 隅岡 美子の一般質問を終わらせていただきます。ご答弁有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番 隅岡 美子 議員の質問は終わります。

次に、3番 天野 里美 君。

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願いいたします。

多度津町総合スポーツセンター内の体育館の現状及び使用等について、一般質問をさせていただきます。

多度津町総合スポーツセンターは、昭和42年2月、臨海土地造成事業の竣工と同時に進出企業の勤労者と町民相互の親睦を兼ね、スポーツ、レクリエーション活動を通じ体力増進に寄与するため、西港町に面積5万5,108平方メートルを充当し、多度津町において実施計画を進め、2つの体育館、武道館、野球場、テニスコートを整備しました。

その中でも体育館は、町民体育館施設の中心として、バレー、バドミントン、バスケットボール、卓球、体操などのスポーツの練習、試合会場として、町民全体の体力増進と併せ、町民相互の親睦を図ることを目的として建設され、現在まで利用されています。

この運営管理につきましては、指定管理者として公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定して行っているところです。この事業団は、その設立趣旨を「多度津町では文化、スポーツの振興を町の重点策として掲げ、総合スポーツセンターをはじめ、町民会館、温水プールの建設など、文化、体育施設の設備を図ってきたところであり、しかし、これらの施設の維持管理は多岐にわたり、利用に伴う業務はますます多様化していることから、人員、経費両面のより適正な対応が求められるようになってきました。このため、これらの施設のより効果的な運営と町民の文化、体育の振興に努め、一層充実した施設利用者のサービスの提供を行うため事業団を設立し、多度津町が設置する文化体育施設を管理するとともに文化体育事業を実施し、もって町民の文化並びに体育の振興に寄与することを目的としています」として、平成3年4月に前身となる財団法人を設立し、平成25年4月に現在の公益財団法人に移行しています。

第1体育館は建設から40年が経過し、私も令和元年6月定例会の一般質問で取り上げましたが、令和元年4月20日にはトイレの壁が倒壊し、女性が下敷きになり、腰の骨を折る重傷を負いました。また、昨年8月9日には発生した暴風により、屋上部分の広範囲に破損が確認され、8月12日より第1体育館の使用は全面禁止の措置を取り、現在は修繕が完了し、令和4年2月1日から使用可能ではあるものの、新型コロナウイルス感染症のまん延防止重点措置実施期間のため、令和4年1月21日から3月6日までの新規予約の受付ができない状況になっています。また、2年前から続く、新型コロナウイルス感染症による利用制限もあり、なかなか利用が進まないという現状もあると思いますが、私のところには施設の利用者から、老朽化が進み、施設が満

足に利用できないにも拘らず、他市町等の施設を比べ利用料金が高く使いづらいうという声が届いています。

そこで、次の5点について質問させていただきます。

まず、1点目の質問です。体育館の利用実績についてです。利用人数とその使用料、10年前、つまり2006年度と直近の5年間、つまり2016年度から2020年度について、その実績を質問いたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の体育館の利用実績として、2006年度と2016年度から2020年度の利用人数とその使用料についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、2006年度—平成18年ですが—の利用人数は3万6,990人で、使用料は45万7,220円です。続けて、2016年度—平成28年度です—の利用人数は2万3,521人で、使用料は134万7,510円です。2017年度—平成29年度です—の利用人数は2万3,908人で、使用料は155万1,800円、2018年度—平成30年度です—の利用人数は2万1,848人で、使用料は121万9,410円、2019年度—令和元年度です—の利用人数は1万9,928人で、使用料は146万8,400円、2020年度—令和2年度—の利用人数は1万840人で、利用料は113万8,260円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

平成18年の利用人数は3万6,990人、平成30年の利用人数は2万1,848人、約10年前と比べ利用者の数は約1万5,000人減少しています。人口減少はあるかと思いますが、減少の原因は何でしょうか、お尋ねいたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問にお答えいたします。

平成18年度の利用人数につきましては、先ほど天野議員もおっしゃいましたとおり3万7,000人程度です。平成30年度につきましては2万2,000人ということで、1万5,000人程度の減少をしております。その原因が何かと申しますと、実際ははっきりしたことは申し上げることが難しいかとは思いますが、平成18年度の第1体育館の利用件数で申し上げますと、平成18年度は年間で1,050件程度、平成30年度につきましては年間で830件の体育館の申請がございました。約200件程度利用件数が減ってるという状態でございます。その原因と申しましては、恐らく各種体育協会でありますとか、スポーツ少年団が実施する大会の数が少なくなったことが一つと、スポーツ少年団の登録人数の減少っていうのが理由の一つかと、また体育協会につきましても、例えばバレーボール連盟でありますとか、そういった団体の登録する団体の数が少なくなったことが原因ではないかと思われまます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。なるほどと思うところと、まあ次に繋げます。

次に、2点目の質問です。

体育館の維持費及び光熱費について、同じく2006年度と2016年度から2020年度について質問いたします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の2006年度と2016年度から2020年度に係る体育館の維持費及び光熱水費についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これから申し上げる金額は、スポーツセンター全体の金額であり、体育館のみの個別金額は、スポーツセンターを指定管理していることもあり分かりかねますので、ご了承下さい。なお、維持費には職員給料、修繕費、光熱水費、委託料等が含まれております。

まず、2006年度、平成18年度の維持費は2,154万1,909円で、光熱水費は744万1,590円です。続けて、2016年度、平成28年度の維持費は2,324万749円で、光熱水費は600万8,514円、2017年度、平成29年度の維持費は2,181万2,087円で、光熱水費は523万1,645円、2018年度、平成30年度の維持費は2,158万1,155円で、光熱水費は403万6,308円、2019年度、令和元年度の維持費は2,277万7,647円で、光熱水費は498万1,967円、2020年度、令和2年度の維持費は1,895万1,680円で、光熱水費は382万4,886円となっております。それ以外の経費として、2016年度以降の体育館に係る工事費として、2017年度に外壁モルタル面改修工事1,620万円、2018年度に音響設備改修工事41万6,880円、2019年度に1階男女トイレ及び2階東側女子トイレ改修工事、電動カーテン修繕工事、合計で492万2080円、2020年度にはスポーツセンター施設全体での工事がありますが、手洗い設備改修工事、トイレ改修工事、合計で1,890万9,295円、本年度につきましても屋根修繕工事として3,313万2,000円を支出しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

次に、3点目の質問です。

体育館の使用する者は、使用料と照明料を支払う必要があり、その料金については、多度津町総合スポーツセンター設置条例において設定されています。この金額の根拠について質問いたします。お願いします。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の現在の金額の根拠についてのご質問に答弁をさせていただきます

す。

当時の積算根拠となる資料は残っておらず、詳細は分かりませんが、照明器具の消費電力量や近隣市町の状況等を参考に設定したものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、根拠が分からないということですよ。根拠が分からない、また条例で料金が設定されてから見直しをされていないということですよ。済みません、再質問をさせていただきます。

指定管理者として多度津町文化体育振興事業団をしているのであれば、今後定期的に精査するお考え等はございませんでしょうか。質問させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問にお答えいたします。

これまで、条例等で料金等の改正が行われたという形跡はされていないと思われます。利用者の方に負担いただく割合というたかなんですが、それを変えたことはございます。現在、先ほども申しましたように、指定管理者として財団法人文化体育振興事業団の方に管理委託をしておりますので、職員の方がスポーツセンターの方に在中しているような状況です。ですので、スポーツセンターの利用者の意見等々については、財団の職員というか、スポーツセンターに在中している職員が意見を集約したり、意見を聞いたりすることが大切だと思っておりますので、指定管理してる財団の方から、こういう要望があるとか、こういう不備があるとかそういうことがございましたら、教育委員会としても相談に乗って、改正できるものは改正していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。町民の方からは、色々と声が届いております。また、財団の方の職員様の方からの意見の集約等、またしっかりと聞いていただきまして、対応していただけることをお願いしたいと思います。

続きまして、4点目の質問に入ります。

近隣市町村の体育館の使用料金と比較したとき、多度津町の料金は妥当であるとお考えでしょうか。他市町の屋内競技場で照明料を徴収しているのは多度津町だけであり、町内利用者はこの照明料の額が負担であると感じています。この際、他市町の料金を参考にしながら、明確な根拠を持って料金を設定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の他市町の料金と比較して本町の料金が妥当であると考えられるか、他市町の料金も参考にしながら、明確な根拠を持って料金設定はしてはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

近隣市町の体育館の使用料金を調査した結果、本町のように使用料と照明料を分けて料金を設定しておらず、使用料と照明料を合わせた料金設定をしていました。その料金を比較すると、本町の半額以下でした。ただし、本町におきましては、本町の教育団体には使用料を免除しておりますので、その差は若干少なくなります。本町の料金設定が妥当かどうかについては、その考え方によって異なってきますが、本町においては行財政改革の取組の一つとして、関係団体との協議を経て、平成20年度よりこれまで照明料金の半額を減免していたものを受益者負担の考え方により、全額いただくことを議会の承認を得て実施しているものでございます。今後、使用料金の妥当性について検証し、改正の必要があれば見直ししてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。私自身、他市町と比べるに当たり、多度津町との料金を比較するために一覧表を今回作ってみました。本町の体育館の使用料ですが、第1体育館、1時間当たり900円、照明料2,100円、第2体育館、1時間当たり450円、電気代、照明料ですね、1,000円となっております。また、同じ仲多度郡のまんのう町ですが、午前600円、1時間当たりです、午後800円、夜間1,200円となっております。また、市になりますが、善通寺市市民体育館、午前3,300円、午後4,400円、夜間5,500円、また1時間の設定料金も1,100円となっております。今後のことですが、設定料金等も市、町によって違います。今後、設定料金等について工夫するお考えはありますか。質問させていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問にお答えいたします。

現在、教育委員会において、今回の質問を受けてではあるんですが、体育館の照明の1時間当たりの実際の消費量とか、それに対してどれぐらいの使用料金が発生するのかっていうのを調査中でございます。先ほども答弁させていただきましたように、一度料金について検討させていただいて、見直しすべき点がございましたら、見直しをしてまいりたいと思います。その時には、利用される方にどれだけ負担していただくとか、受益者負担の考え方なんですが、どこまでを負担していただくかっていうことも念頭に置きながら、検討はさせていただきたいと思います。その際には、また天野議員もおっしゃっておいりました、利用料金と照明料金を一体ものにするとかそういっ

たことも併せて検討の材料の一つにさせていただきたいと思っております。
以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。照明料、今、利用料金等を調べて下さってるということで、本当に有難うございます。設定料金につきましては、本当に色々工夫し、徴収するというのも一つの工夫かと思えます。よろしく願いいたします。

5点目の質問になります。

第6次多度津町総合計画では、スポーツ施設の整備充実、有効活用を基本事業とし、令和2年度から令和3年度にかけて、各施設における計画的な見直しを行うこととなっており、令和3年1月に策定した多度津町公共施設個別施設計画では、第1体育館の長寿命化等の判定結果は改築、つまり建て替えを検討する建物に分類されています。トイレの壁の倒壊、屋上の破損に対する第1体育館の修繕の経緯を含め、現状はどうなっているのでしょうか。今後の建て替え計画を含め質問させていただきます。また、その時には、利用料金の見直しも行うのか、また町民の意見を反映させるお考えはあるのか、併せて質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

天野議員の体育館の現状及びこれからについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、平成31年4月に発生したトイレの壁の倒壊につきましては、体育館の2階女子トイレにおいて、老朽化していた仕切り壁が倒れ、利用者に負傷を負わせた事案であり、現在は同様のトイレブースは全て改修が終わっております。

続いて、屋上防水シートの破損につきましては、台風の影響で劣化していた防水シートが広範囲において剥がれたため、雨漏りが発生した事案であります。こちらも、現在は修繕が完了しておりますが、雨漏りが発生した関係で、南側の天井が一部落下しており、その周辺は使用禁止としております。今後の施設改善等の計画につきましては、新年度予算に計上させていただいておりますが、来年度体育館の耐震診断を実施予定であります。その結果によって、耐震補強工事を実施するのか、建て替え工事を実施するのかを判断したいと考えております。その際には、利用料金の見直しについても検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

お尋ねいたします。計画書の中では改築となっておりますが、どういう経緯

で耐震診断をされるのでしょうか。また、料金見直しについては、検討していただけるというご答弁をいただきましたが、私の方で、町民の意見を反映させるお考えはあるのでしょうかに対してのご答弁をいただいていないように思うのですが、いかがでしょうか。お願いします。

教育長（三木 信行）

失礼いたします。天野議員の再質問に答弁をいたします。

改築か改修かということにつきましては、今後、補助事業を国の方からいただくという関係もありまして、まずはその診断をするということがまず大切であろうかと思えます。建て替えがありきではなくて、今後の予算の状況もありますので、吊天井との問題もあります、そういったところほどの程度要るのか、そしてそれが本当に実効性を伴って、きちっと活用できるものであるのであれば、建て直しありきではないと思っております。

それから、料金につきましては、例えばそういう大規模修繕をしたり、改築したりをすると、そういうコストを乗せてしまうのか、そういう議論ではなくて、もちろん他市町との関係もあると思えますが、それから使用する方のご意見も大事ですし、使用しない方もいらっしゃる訳ですよ。町民皆さんにご理解をいただける適正な料金っていうのはあると思うんです。だから、新しくすれば、ランニングコスト等も変わってくると思えますし、適正な料金というもの、皆さんが納得できる料金っていうものを考えていく必要があると思えます。それは、当然色んな団体の方と説明をする必要が、協議する必要があると思えます。前回のことも聞いたんですけど、体協の方とも十分相談をしたと。こういった団体では免除をするとか、そういった総合的な中で料金を決めていったということを聞いております。そういうことも考えまして、対応してまいりたいと思えます。

多度津町の体育館は、私自身も教員としてたくさん使ってきましたが、40年間果たした役割は大変大きいと思っております。他市町がまだない時代から、中学校や高校とか小学生の体育施設として十分な働きをしてきている体育館であると思えます。ただ、やっぱり老朽化しておりますので、他市町に比べたら使われる頻度は少し少なくなってきたと思えますが、今度改築したり大規模修繕があれば、また使用頻度も上がっていくんだろうという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。ご答弁有難うございました。

令和4年度の施政方針の方の9ページなんですけども、スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、引き続

き各種ウォーキングイベント、チャレンジデー、体育館やさくらプールで開催している各教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めます。そしてまた、地域密着プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子供たちがトップアスリートを夢見て、競技や練習に取り組むことのできるスポーツ環境の整備を進めてまいりますと、こちらの方に載っております。

今、ご答弁いただきましたが、耐震診断の結果によるとは考えますが、今後のお考え等を再度お聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

教育長（三木 信行）

天野議員の今後の考え方ということについてご答弁をさせていただきます。

今、まとまった考えを私はできないんですけれども、今その施政方針の町長の方のにありましたように、それに則って進めていきたいと思っています。それで、一つトップアスリートという考え方があって、やっぱりスポーツの得意な子供たちを伸ばしていくということもありますし、それから皆さんがスポーツを楽しむということもありますし、それから片一方で、そんなにこう、例えば小学生、中学生というのは、全てがスポーツが得意な子だけではないので、色んな子供たちがスポーツに親しめる環境も大切やと思います。そのためには、色んなことと連携していきながら、活動していく必要があると思います。施設もとても大切やと思います。施設だけではなくて、そういった機運を盛り上げるイベントとか、色んな活動ということも非常に大切にしていきたいと思っています。先ほど申し上げましたように、多度津町の体育施設というのは、40年前から体育館ができた訳ですけども、ただ老朽化していています。もちろん、考え方としては、それが新しくて、より良いものになるのがとっても素晴らしいと思いますが、色んな施設との総合的な優先順位があると思いますが、そのあたりを考えながら実施をしていければなど考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

教育長、詳しいご答弁有難うございました。ここで、町長のお考えをお聞かせいただくことをできますでしょうか。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

今、天野議員と、それから教育長をはじめ教育課長の答弁を聞いてまして、随分と昔のことを思い出しながら感慨深く思ったところでもありますので、ちょっとそういう風なところも交えて私の考えをお話しさせていただきます。

たいと思います。

あの体育館は、もともとが町が建てた、町がお金を出したのではなくて、原子力工学試験場っていうのがありました。その時に原子力という名前が頭についてますので、町民が物すごく反対しました。それで、その反対を何とか賛成にもってきてもらいたいという思いの中で、あの体育館というのは寄贈していただいたと聞いております。そして、地業のところ、多度津工学試験場というのが建立したというその地業もありますので、多分それは間違いないんじゃないかなあと思ってます。それと今の管理棟、これは雇用促進事業団が持ってたものを1万円で多度津町が譲り受けたものです。これも耐震は大丈夫なんですけども、もう中が、お茶室があったのが使えなくなったり、それから色々使い道に当たってはなかなか難しい、使いにくくなっております。畳の貼り替えとか、雨漏りとかそういうものは修繕しましたけども、今、会議室とかそういうところがなかなか使えなくなってます。あそこも今、ちょっと名前が出てこないんですけども、農業の方で桜餅を作っていたり、そういう団体の方にお貸しもしております。さくら工房ですね、さくら工房っていうところに貸しているんですが、今そこも使えないような状況になってきております。そういうこと。

それから、武道館がありますね、武道館はもう耐震ができておりませんので、そこは建て替えをしなければいけません。何年前か、あその畳を貼り替えをしました。その畳を貼り替えをした時に、柔道とかそういういつも使ってる方々が、もうこれでしばらくは大丈夫ですっていうことは言われました。それから、野球場は今、ダッグアウトとか、それからあその工事をしております。テニスコートは6面だったかな、今あるのを全部大体貼り替えをしました。そういう風に、段々段々と手を加えて、使いやすくはしておりますが、今また僕がこういうことを話をしていると、またかと思われるかも分かりませんが、財政状況っていうのを考えながら、今の多度津町は借金が物すごく多いです。それは私になる前から借金が重なっております。そのことによって、将来負担比率というのが、香川県の中で県に次いで悪いのが多度津町です。そういう財政状況を踏まえながらやっていかないと、また以前のように何もできないじゃないかとか、そういう財政的な破綻というのが頭にちらついてくるような状況になってしまいます。そういうことのないように、今私どもは諸々のことを考えながらやっておりますので、今はスポーツセンターですね、スポーツセンターのことに關しましても、早くしなければいけない。また、今、先ほどご指摘のありましたような事故が起きましたので、早くそれは解消しなければいけない。そのためには、建て替えじゃないかなあという考えでおります。あそこは昭和56年以前に建てたものですか

ら、耐震診断をしなくても建て替えをしなければいけない、もうその際、際のところですか。もうギリギリのところですか。それを、どちらでも構わないってということで、ギリギリのところになってますので、町といたしましては耐震診断をした上で、建て替えか改修かということの判断をしたいと思っております。やはり何事におきまして、財政の健全化というのを常に頭にたたき込んでやっていこうと思っております。

それから、ちょっと長くなって申し訳ないんですけど、体育施設の料金のことに関しましては、もう十何年か前に、ちょうど山地教育長の時代、森事務局長が教育課でいた時代、物すごく揉めました。町の方から、今お話しのように、体協またスポーツ少年団というのは優遇をされております。そういう人たちに料金を取る。取るって言っちゃあ語弊がありますが、料金を払って欲しいとか、また今の料金体系を上げるというようなことがありました。その時は、もう随分と混乱しましたので、私がちょうど町会議員でしたので。その時に体育施設の料金というのは一旦棚上げをしましょうということ、この一般質問の時に取り上げて、当時の町長もそれで行きましょうということになりました。だから、あれからは料金のことは話をしております。しかし、その時に私も質問をして、答弁の中で、そういう料金体系というのは、もう一度見直しましょうという答えが出ました。それからまだ、全然そういうことになっておりませんので、そのことも併せてこれから十分議論をし、議員の皆様方ともご意見を頂戴いたしながら進めていこうと思っております。ちょっと長くなって申し訳ありませんが、はい、どうかよろしくお願いたします。

議員（天野 里美）

詳しいご答弁、また、お話いただきまして本当に有難うございます。財政状況等を考えながら大変かとは思いますが、建て替え相当、今、改築、耐震診断等もありますが、修繕しながら使用するということに対しまして、安全面及び維持費の面からも容認できにくいものかとは考えます。至急、今後の方向性っていうのを耐震診断の後かとは思いますが、検討していただけますことをよろしくお願いたします。

また、コロナ禍でございますが、利用料金等を踏まえ、また町民の方々が利用しやすい運営にしていだけますことをお願い申し上げます。

以上で、天野 里美の質問を終わらせていただきます。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美 議員の質問は終わります。
ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番 尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。私は、令和4年第1回多度津町議会3月定例会におきまして、1、コロナ対応での危機的状況の中での対策について、2点目に、町の電動レンタサイクルの実施と脱炭素省エネコミュニティーバスの試験運行の取組について、3点目に、白方地区における観光、産業拠点の取組についての3点を町長及び教育長、そして担当課長に対し質問をいたします。

年明け以降、情勢が激変しており、コロナ感染の急拡大、ウクライナへの侵略を強行したロシアの暴挙に抗議が広がり、世界が包囲する形となっており、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、ロシア軍を完全かつ無条件の即時撤退を要求するものであります。

まず最初に、1点目のコロナ対応での危機的状況下での対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の第6波で高齢者に感染が広がり、県内でも命を落とす人が急増してきており、感染が過去最高の水準になってきております。現在、死者数などコロナ危機が始まって以来一番深刻になってきております。全国知事会の緊急提言、2月15日の全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言でも政府に提起しているように、1、現在の危機的状況が国民に正しく認識されるよう国として強く発言すること、2点目に、昨年11月、これはオミクロン株前の公表の取組の全体像の見直しを含む全般的な対応方針を明確にすることを求めました。この知事会の緊急提言、2月15日付の要旨は次のとおりであります。

全国知事会の緊急提言。2月15日付より要旨を申し上げます。

「全般的対応方針を」「危機的状況の発信を」ということで、オミクロン株の特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討し、昨年11月に公表された全体像の見直しも含め、全般的な対応方針を明確にすること。そして、感染者の爆発的な急増に伴い、中等症以上を中心に一部地域で深刻な医療逼迫を招いてる現状を踏まえて、危機的状況が国民に正しく認

識されるよう、国として強く発信すること。

そして、次に、ワクチンの3回目の接種、これについては、交接種の安全性の情報発信、ワクチンの確実な供給。これにつきまして、交接種の有効性や安全性も含め、国民が納得して接種できるように情報発信を行い、早期の接種を広く呼びかけること。そして、追加接種に必要となるワクチンを確実に供給し、具体的な配分量、配送日を早期に示すこと。

そして、3つ目にPCR等検査の無料化、これは全額国が負担すること。来年度以降の事業方針の明確化。これについては、PCR検査等の無料化については、感染拡大傾向時の一般検査事業に要する費用についても全額国が負担するとともに、来年度以降の事業の実施方針を明確にすること。そして、検査試薬、検査キットの供給体制の確保。これは、診療及び無料検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給に向けて、早急に対策を講じるとともに、随時国民や地方に対して情報提供を行うこと。また、事業復活支援金の件でございますが、要件緩和と申請簡素化による迅速な給付。申請不備の理由は明示をすること。これについては、事業復活支援金は、支援額の増額、売上減少率の要件緩和、事前確認や書類提出の簡素化、申請サポート会場の各都道府県の複数設置等により迅速に給付すること。また、申請に不備がある場合は、理由を明示し、再申請しやすいように配慮をすること。そしてまた、次の生活福祉資金の特例貸付け、これは償還免除の要件緩和、生活困窮者自立支援金の引上げ。それには、生活福祉資金の特例貸付けは、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的運用等で、生活の立て直しを妨げないよう対策を取ること。また、生活困窮者自立支援事業費の上限引上げなど支援の充実を図ることでございます。

また、新型コロナの感染拡大で、不安と困難が増す中、希望を持って暮らせる新しい国、地方政治の転換を国民及び町民は求めているところでございます。

そこで、お尋ねをいたします。

今回、関連質問項目が多く、関連答弁、及び時間の都合上、以下一括質問及び一括答弁をよろしく願いいたします。

第1点目に、町内における現在までの感染患者数の性別、年齢別の人数、陽性者数、入院中数、宿泊施設の利用者数、自宅療養者数、調整中の数、うち退院の数。

2点目に、施設、教育機関—これは学校関係でございますが—それと家庭内感染者など感染者数。また、休園、休校などの日数、濃厚接触者数。

3点目に、3回目ワクチン接種率は、ワクチン配送量、実際の接種回数、人口比での接種率は幾らか。

4点目には、3回目ワクチンの接種における副作用、これは主にモデルナでございませぬ、この結果はどうであったか。

5点目に、5歳から11歳までの子供のワクチン接種はどうするのか。

6点目に、感染後のマニュアル、これは行動指針でございませぬが、これはあるのか。

7点目には、SOS食料支援体制はどうなのか。

8点目に、感染予防体制の留意点はあるのか。

9点目に、コロナ影響による事業復活支援金、生活福祉資金特別貸付など、救済金にはどのくらいの種類と手続があるのか、また感染者に対する救済金はあるのか。

以上、9項目についてお尋ねをいたします。よろしく答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の町内における現在までの感染者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

3月4日時点の本町における現在までの感染者数は410人でございます。性別では、男性221人、女性189人、年齢別では、10歳未満、55人、10歳代、62人、20歳代、75人、30歳代、58人、40歳代、62人、50歳代、42人、60歳代、32人、70歳代、16人、80歳代、7人、90歳以上、1人でございます。

議員ご質問のうち、入院中、宿泊施設利用、自宅療養者及び調整中の人数につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症予防法において、積極的疫学調査や入院措置等の権限行使は都道府県知事が行うこととされており、陽性者が発生した場合は、医療機関から保健所に発生届が提出され、その内容につきましては、発生件数、年代、性別、職業及び接触歴の有無のみ関係市町へ周知されることとなっているため、県全体の人数しか把握しておりませぬ。

ちなみに、3月4日現在の県内の入院者数は237人、宿泊料用施設利用者は141人、自宅療養者は1,927人、調整中が1,042人でございます。

次に、施設、教育機関、家庭内感染者などの感染者、休園、休校などの日数、濃厚接触者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご質問でもお答えいたしましたように、本町における感染者の詳細につきましては、保健所から知らされていないため、家庭内感染者や濃厚接触者の人数は把握しておりませぬ。しかしながら、保育所、幼稚園、学校等においては、クラスターの発生を防止するためにも早期対応が必要であり、児童本人だけでなく、家族が陽性となった場合や濃厚接触者となった場合には、速やかに所属する施設または町へ連絡をいただくよう周知しており、ほ

とんどの保護者をご協力いただいております。

休園、休校等の日数につきましては、オミクロン株が流行し始めた今年1月中旬から2月28日までに閉鎖を決定した施設は、保育所では休所2か所、学級閉鎖は3か所3クラスで、閉鎖した日数は休所が延べ20日、学級閉鎖は延べ12日で、小学校では休校1校、学級閉鎖は3校11学級で、閉鎖した日数は休校が1日、学級閉鎖は延べ34日でございます。また、小学校の休校及び学級閉鎖に伴い、2か所の放課後児童クラブで、延べ4日間全館閉所といたしました。

次に、3回目のワクチン接種率、ワクチン配送量、実際の接種回数、人口比での接種率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、3回目の追加接種のワクチン接種率でございますが、3月6日現在のVRSワクチン接種記録システムのデータによりますと、初回接種済みの方、1万8,185人に対し、追加接種が完了した方は9,919人、接種率は54.5%で、令和3年1月1日現在の人口に対する接種率は43.0%でございます。次に、ワクチン配送量についてでございますが、現在、国において決定している追加接種分の配分量は、県全体でファイザー社ワクチンが38万4,930回接種分、武田モデルナ社ワクチンが40万8,450回接種分となっております。県内各市町の接種状況により配分されることとなっております。本町には、昨年11月以降、現在までにファイザー社ワクチン9,555回分、武田モデルナ社ワクチン9,144回分が配送済みで、既に9,919回分が接種済みでございます。

今後の予定といたしましては、5月22日までに武田モデルナ社ワクチン2,340回分が配送されることになっております。また、小児用ファイザー社ワクチンにつきましては、県に配分される予定の9万3,200回接種分のうち、本町には既に200回分が配送済みであり、今後は接種対象者の数に応じたワクチンが配分される予定でございます。

次に、3回目モデルナワクチン接種における副作用の結果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

モデルナワクチンの主な副反応につきましては、接種した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などが報告されております。海外の臨床試験の結果によりますと、2回目接種後と比較して、副反応出現傾向は概ね同様であると報告されておりますが、リンパ腫の腫れなどについては、初回接種と比較して出現割合が高い傾向にあるとされております。一方、国内の中間報告におきましても、脇の下の痛みなどについては、3回目の接種後の方が出現頻度が高い傾向があると報告されております。

次に、5歳から11歳の子供のワクチン接種はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

5歳から11歳を対象とした新型コロナワクチン接種につきましては、本町におきましても小児期の感染者が多く発生していることから、2月22日に全対象者に接種券を発送し、3月4日より県内でもいち早く、町内2か所において小児のワクチン接種を開始いたしております。この5歳から11歳の子供へのワクチン接種は、努力義務規定の対象外とされておりますが、基礎疾患を有するお子様には、国においても接種をお勧めしております。保護者の皆様には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていただいた上で、お子様と一緒にご検討下さいますようお願いしてまいります。

次に、感染後のマニュアル、行動指針はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

保育所等及び放課後児童クラブにつきましては、感染防止対策から感染が疑われる場合や感染者が発生した場合には、県子ども政策推進局子ども家庭課が作成しております保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る対応の手引きに基づき対応しております。この手引きには、感染症への対応だけでなく、人権への配慮や心のケアについても記載されており、各種施設においてもこの手引きに基づき対応しております。また、学校における対応につきましても、県教育委員会が作成しております、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づいて対応しており、休校や学級閉鎖等の基準につきましては、学校で児童・生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に基づき、学校医とも相談しながら適切に対応しております。

次に、尾崎議員のSOS食料支援体制はどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町住民が保健所からの指示で自宅療養となった場合に、希望者には中讃保健所から自宅療養セットの配布を受けることができます。これは、陽性となった方を対象に、1人につき約10日分の食料品及び衛生用品を県の委託を受けた業者から配送されるもので、濃厚接触者となり、外出制限がある方への配布は対象外となっております。県内におきましては、三木町のように、陽性者の同居家族や濃厚接触者も含めた支援として、食料品や日用品等の生活物資の配布を行っている市町もあり、近隣では坂出市、宇多津町、綾川町が実施しております。本町におきましては、現在のところ実施の予定はございませんが、支援が必要な方へは町社会福祉協議会と協力し、フードバンクを活用した食料提供やそれぞれの状況に応じて対応をしてみたいと考えております。

次に、感染症予防体制の留意点はあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

感染症予防におきましては、一人一人が予防対策を十分に講じることが重要であると考えております。特に、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症は、これまでのデルタ株とは違い、感染力が強く、県内全域において感染の拡大が続いております。町民の皆様には、3密の回避やマスク着用等の基本的な感染防止策の徹底に加えて、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食はなるべく少人数で黙食を基本としていただき、家庭内においても定期的な換気や小まめな手洗いの徹底をお願いするとともに、学校や施設等においても、さらなる感染防止策の徹底を図ってまいります。また、コロナワクチン接種につきましても、住民の皆様が安心して、安全に接種していただけるよう、引き続き接種体制を強化してまいります。

次に、生活福祉資金特別貸付け及び感染者に対する救済金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

生活福祉資金特別貸付けにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業で収入減少があった世帯の生活を支援するため、令和2年3月25日から始まった特例貸付けの制度で、香川県社会福祉協議会が実施している事業でございます。この貸付けには、緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付けを行う緊急小口資金と生活再建までの間に必要な生活費用の貸付けを行う総合支援資金があり、長引くコロナ禍により令和4年3月末までとしていた申請期限を同年6月末まで延長されております。申請につきましては、町社会福祉協議会が窓口となっており、受付を行っております。その他の感染者に対する救済金につきましては、香川おもいやりネットワーク事業を活用し、それぞれの状況や必要な支援の内容に応じて、経済的支援だけでなく、地域におけるトータルサポートを行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の事業復活支援金等の救済金の種類と手続についてのご質問に答弁をさせていただきます。

事業復活支援金は、中小企業庁が所管している事業でございます。事業内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上が減少した中小法人、個人事業主の事業の継続、回復を支援するため支援金を支給するものでございます。申請には、登録確認機関の事前確認が必要となります。その支援機関の一つが、多度津商工会議所でございます。同商工会議所では会員に限らず、幅広く支援金の相談を受け付けており、町に相談、問合せがあった場合

も同商工会議所を案内してございます。また、その他の国や県が主体の新型コロナウイルス関連の事業につきましては、県が作成している事業者向けの「香川県の事業者の皆様へ」、個人向けの「香川県民の皆様へ」にまとめられており、住民の方から問合せがあれば、適宜担当窓口を案内してございます。なお、前述の「香川県の事業者の皆様へ」及び「香川県民の皆様へ」は、県のホームページに掲載されてございます。また、町のホームページには、県の記事へのリンク先を掲載してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただいま答弁をいただきましたが、ホームページやネットでの利用ができない方が多いので、周知方法を今後検討して欲しいと思います。これは、要望でございます。

次に、2点目に、町の電動レンタサイクルの実施と脱炭素省エネコミュニティバス等の運行の取組についてであります。

経済産業省は2月17日の木曜日に、脱炭素化に取り組む企業を支援する2兆円の基金から、電動車の省エネ化に向けた技術開発などに最大で計1,550億円を配分する方針を有識者会議で示しました。近く正式決定をし、新エネルギー・産業技術総合開発機構—NEDOでございすが—これが事業者の公募を始めるとのことでございます。政府が自動車の電動化とともに普及拡大を目指す自動運転システムは、渋滞の減少や効率的な走行で二酸化炭素（CO₂）削減効果が期待されております。一方、情報処理に多くの電力を使い、電動車の航続距離が短くなる懸念があるとのことでございます。自動運転の普及に向けて、車載センサーの消費電力を70%削減する技術開発などに計420億円配分するとの報道が流れました。既に経験したことがない豪雨や暴風、猛暑が頻発をし、洪水や土石流災害も深刻で気候危機は日本に暮らす私たちにとって死活的な大問題となっております。そして、地球の温暖化が大問題になっており、新型コロナウイルス等の新しい感染症の出現も森林破壊や地球温暖化が背景にあります。気候危機を打開することは緊急の課題であり、電気自動車などを普及し、ライフスタイルの見直しをする必要があります。我々の自動車は十数年で買い換えられますから、今から年限を定めて切替えを進めれば、2050年までに自動車からのCO₂排出をゼロにすることができ、達成できる訳であります。2050年CO₂の排出ゼロを表明した自治体は、40都道府県、268市、10特別区、126町村に上りますが、その取組は緒に就いたばかりですが、自治体でも責任を持った取組を加速することが求められております。そのためには、脱炭素や省エネや環境優先の交通政策に転換をし、鉄道、路線バスなどの公共交通を重視し、公共交通機関と組み合わせた自転車

利用環境を整えることが大切になっております。そこで、今年度の庁舎移転に際し、町民の移動手段を確保するためにもGSM、つまりグリーンスローモビリティの電動自動車の地球環境に優しい実証実験を今まで提案をしてまいりました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、宇多津町では、駅前のホテルアネシス瀬戸大橋に委託をし、電動レンタサイクル—つまり電動アシスト&3段ギア付き—これを貸出しして好評だが、多度津町でも実施して町外来訪者が町内を自由に散策できるようにすればどうか。

2点目に、宇多津町では、平成2年10月から3年間、みんなのおでかけバスの実証実験を行っているが、多度津町でも脱炭素省エネコミュニティーバスの運行を実施すべきだがどうか。

3点目に、町民健康センター行きバスが、多度津、白方、四箇、豊原と運行しているが、新庁舎へも当面乗り入れて運行できないものか。

4点目に、公用車の保有台数で、地球環境、CO2削減のために、電気省エネ自動車等の転用計画はあるのか。

5点目に、ごみ収集車、し尿処理車は委託車両だが、電気省エネ自動車への買換え計画はあるのか。

以上、5点を質問いたしますので、答弁よろしく願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

尾崎議員の電動レンタサイクルの実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、自転車は地球環境に優しい乗り物であり、令和3年5月に閣議決定されました第2次自転車活用推進計画におきましても、地球温暖化対策や渋滞対策を進める上で、短中距離自家用車利用を、公共交通機関の利用との組合せを含めた自転車の利用へ転換することが必要であると示されております。また、コロナ禍が拡大、長期化する中で、密にならない移動手段として自転車が見直されておりますので、電動レンタサイクルの実施は脱炭素化のみならず、周遊観光の促進や住民の方々の日常生活の移動手段確保に有効な事業であると考えております。

しかしながら、実施に当たりましては、初期導入費用や維持管理費用などのコストに関する課題に加え、安全で快適に運行できる空間の整備や交通の安全確保など多様な課題を解決する必要があるがございますので、議員のご質問の中にあります先進自治体や本町も加入しております自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会からの情報収集や国、県等の施策の研究に努めてまいります。また、現在、電動アシスト付自転車ではございません

が、町内には民間事業者の方が運営されるレンタサイクルが2か所あり、事業実施に当たり本町の観光振興団体事業補助金を活用いただいた実績もございます。同補助金につきましては、町内で活動する観光振興団体が電動アシスト付自転車を導入する際にも活用いただけますので、今後も支援を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の脱炭素コミュニティーバスの運行実施についてのご質問に答弁をさせていただきます。

脱炭素社会の実現に向け、2015年に採択されたパリ協定に基づき、21世紀後半には、温室効果ガス排出の実質ゼロが国際的な枠組みとして目指され、環境政策を契機に、経済、地域などの諸課題の同時解決を図るような環境、経済社会の統合的向上を具体化した取組が求められているところであります。令和2年第4回定例会でもお答えいたしました。が、コミュニティーバス事業などの導入には、本町の厳しい財政状況においては、財源を捻出することは極めて困難であるため、当面は高齢者の移動確保として、高齢者福祉タクシー事業を継続させてまいりたいと思います。また、住民主体の支え合いサービスの「移動サービス チョイ来た」事業ですが、利用者に好評と伺っております。3月末までの試験運行の結果、仮に本運行となる際は、ぜひご利用いただきたいと思います。今後も脱炭素社会を念頭に、引き続き町民の皆様の実情を把握しながら、本町にとっての最善策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の町民健康センター行きバスが、多度津、白方、四箇、豊原と運行しているが、新庁舎へも当面乗り入れて運行できないものかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町民健康センターへの送迎バスは、多度津、豊原地区27か所、四箇地区14か所、白方地区7か所の停留所を設置しており、新庁舎の近隣では、多度津自動車学校の停留所をご利用いただけます。新たな停留所の設置につきましては、社会福祉施設管理運営委員会において協議の上、設置することとなります。今のところ送迎バスの利用者から新庁舎への乗り入れの要望は出ておりませんが、今後利用者の声を聞きながら、停留所の設置について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の公用車の電気自動車等への転用計画についてのご質問に答弁を

させていただきます。

世界各国の様々な分野で、2050年までに温室効果ガスの排出削減や排出された二酸化炭素を回収するなどして、脱炭素社会を目指し、取り組んでいるところでございます。議員のおっしゃるとおり、公用車を電気自動車等に切り替え、二酸化炭素の排出を削減し、気候変動対策に積極的に取り組むことは大変重要であると認識しております。また、国も温室効果ガスの排出削減を推し進めるため、その環境整備を図っているところでございます。

現在、本町には、集中管理公用車、分散管理公用車、合わせて70台ございます。これらを切り替えるには、車両の本体費用に加え、電気を充電する施設整備も必要となり、多額の費用が掛かります。現状の厳しい財政状況においては、早急な切り換えは難しく、今後は近隣自治体の動向等にも注視し、導入に向けた調査研究に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員のご質問のうち、ごみ収集車、し尿処理車は委託車両だが、電気省エネ自動車への買換え計画はあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の電気式ごみ収集車につきましては、平成31年2月に、神奈川県川崎市が全国で初めて導入をしており、市のごみ焼却施設で発電した電気を活用して、電気式ごみ収集車を走行させているようでございます。また、富山県では、燃料電池を搭載したごみ収集車1台を令和2年3月に導入しており、燃料の水素の1回の充填で約100キロメートル走行できるとのことでございます。このほか、大都市部では自動車メーカーと共同で、ごみ収集車など特殊車両の電動化など、実用化に向けて調査研究を行っているようでございます。

ごみ収集車など特殊車両の電気自動車などは、排気ガスゼロ、CO₂排出ゼロなど環境に配慮された次世代に相応しい車ではありますが、現状では8時間充電で航続距離が60キロメートルと短く、車両価格は約2,000万円と高額であり、また燃料電池車においては、燃料補給に水素ステーションが必要である上、車両価格については約2億円と高額であるため、導入については時期尚早ではないかと考えます。しかしながら、本町もゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すことから、今後ごみやし尿の収集運搬委託事業者や特殊車両製造事業者と情報交換を行いながら、ごみやし尿の収集車両の電気自動車など次世代自動車への買換えについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

私は、今までに発言してまいりましたのは、これは実証実験でしたと思うんですが、三木町のグリーンスローモビリティのわくわく号です。このようにしております。それから、同じく、これもお見せしたと思うんですが、このようにしております。これは、運行経費が84万2,483円で、安くできる訳です。これは琴平でございますね。コトコト感幸バス、これもお見せしたと思うんですが。各市町村で、近隣市町でやっております。それから、宇多津町では、みんなのおでかけバス、これにレンタサイクルをしとる訳です。そういう意味で、宇多津町では、レンタサイクルというのは、こういう風にしております。これは、1日コースが1,000円、午前コースで500円、午後コースで500円、夕方コースで300円ということをやっております。ですから、これについても、お聞きいたしましたんですが、平成29年度から開始をしております、現在10台ございますが、これについては、当初購入費用は約100万円ぐらいでございます。それで、これをホテルに運用いたしまして、自転車は町が保有しております。ほんで、先ほど申しましたように、利用料金は大体40万円から50万円の収入があるようでございます。これは、その駅前のホテルで徴収して町へ納入するということで、年間400件から500件の利用件数があるとのことでございました。そこで、宇多津町ではアンケートを実施しまして、7割から8割が利用した人が非常に満足だということでもございました。お聞きしますと、このレンタサイクルでは、宇多津町から坂出、あるいは丸亀運動公園ということで、かなり遠方まで利用されているようでございます。これで、非常に財源が、今、厳しいとおっしゃりましたが、地方創生交付金、これを活用しております。当時でございますが、この分の交付金が100%、あるいはまた推進交付金というのが50%出ているようでございます。そういう意味で、これは今、駅前のロータリーに大きな立て看板を作っているようでございます。また、先ほど言いましたが、コミュニティーバスが来年9月まで3年間で、今、試験運行をしているということでございますが、これについても組み合わせて町内の活性化というんですか、利用者の利便を図るということで、ぜひ多度津町も駅前へそのように。やっぱり町外から来た人が、何とかしてくれという声を聞きましたので、やはりそういう新しい地球環境に優しい実証実験、これをやっていただきたいとお願いする訳でございます。

そういう意味で、あらゆる補助金がございますから、決して金がないからできないと言うんじゃないくて、先ほど申しましたように新庁舎もできますし、それで皆さん移動支援ということで困っているということでございます。先ほど答弁がございましたが、ボランティアで運転しているあれでも、そういう

点とか線とかじゃなしで、やっぱり移動手段は面まで行かないかんと思うんですよ。個々に移動するんじゃなくて、一括してそういう交通手段を町として考えていただきたいというのが、私の要望でございます。

最後でございますが、3点目に、白方地区における観光・産業拠点の取組についてであります。

我が多度津町は、平成の大合併をしない町として、香川県の北西部、中讃地区に位置し、北は瀬戸内海に面し、港より沖に高見島、佐柳島を有し、その中間の沖合に、海域には無人島を含む4つの島の小島があり、風光明媚な瀬戸内海の国立公園に属しております。高見、佐柳の両島は、昔は幕府の直轄の天領で、塩飽水軍として咸臨丸の水夫として乗り組み、渡米したなどの古い歴史があります。地名は多度郡の津一港一であることに由来をしており、古くから天然良港を中心とした海上、陸上交通の要衝、港町として、金毘羅参りの玄関口として栄え、発展してきた歴史を示す伝統的な町並みが今なお残されております。このたび文化庁より伝統的建造物群の保存対策調査、及び北前船の寄港地としての日本遺産の国の指定を受けております。また、工業都市建設を目指して、昭和45年より臨海工業用地造成事業をA、B両地区で184万平米の埋立て及び3,000トン級の船舶接岸設備が完成をし、造船、鉄工、橋梁、建材、建設機械などの企業が進出し、現在、稼働しているところでもあります。

他にも桜の名勝、県立桃陵公園や四国唯一のJR車両工場、国内約2,000の道院を有する少林寺拳法の発祥地で有名な金剛禅総本山少林寺、また家中の京極藩の陣屋敷、慶応3年建築の京極藩家老屋敷林求馬邸、弘法大師ゆかりの生誕地屏風ヶ浦海岸寺、白方地区の古墳群、遺跡、国指定史跡の天霧城など、歴史と文化と伝統のある港町に来て、町歩きで散策することで多度津町の魅力を感じることができる訳であります。中でも、この3月21日、祝日に白方地区を通過する県道さぬき浜街道路が開通することによって、さらに大きく様変わりをし、注目されようとしております。また、町教育委員会が発行している令和3年3月11日、第4版の文化財マップ発行で、町内の歴史的遺産の点在が点から線へと明らかにされ、充実していることは、誠に喜ばしいことでもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、さぬき浜街道路開通に伴う白方地区の通学路での安全確保、歩行者、農業車両横断でのその後は、具体的にどういう交通安全対策になっているのか。これについては、具体的に信号機の設置、カーブミラー、線引き、騒音対策などがございます。

2点目に、白方幼稚園の休園後の教育施設の使用、活用についてはどうなっ

ているのか。

3点目に、浜街道路沿いに名所、史跡の大看板の設置や、個別の文化財の案内板での遍路道通るべなどの設置の計画はあるのか。

4点目に、町の町歩き、町民健康ウォーキング、教育学習に福祉保健の体力づくり、肉体、精神、出会いなどの推進として、七カ所まわりの遍路道ウォークとして取り入れられないのか。

5点目に、四国霊場遍路道の損傷や御堂、庵の老朽化、石仏—これは文久3年奥白方33観音像のことでございます—これらの保存、修理、屋根付小屋の設置など保護するための予算と対策はあるのか。

6点目に、国の史跡指定天霧城の保存は、山城南裏側の善通寺十五丁採石場が、さらに西側へと大きく石の採掘が広がりつつあり、予想される南海トラフ大地震が来れば、大崩落、大崩壊が起こり、高圧送電線鉄塔も通っており、大災害に繋がると危惧されるが、国、県、市、町の対応と対策はあるのか。

以上、6点についてお伺いをいたします。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員のさぬき浜街道開通に伴う交通安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今月21日に供用開始を予定しております、県道21号線、丸亀詫間豊浜線のさぬき浜街道及び町道342号線の川西阿庄線につきましては、通学する際に、さぬき浜街道及び川西阿庄線を横断しなければならない交差点が数か所あることから、地元白方小学校やPTA、教育課と協議を行っております。それぞれの通学路における安全対策といたしましては、交差点部に警察による横断歩道の設置、県、町による交差点部の青色カラー表示、グリーンベルト等の設置を行い、また通学路となる交差点部につきましては、交差点注意、イメージランプなど路面標示、交差点注意看板を設置し、通行車両へ注意を促す対策を行っております。

また、供用開始に伴い、通学路が変更となります白方保育所からさぬき浜街道へ接続する区間の通学路につきましては、交差点に押しボタン信号が設置され、変更となる通学路の路面には通学路路面標示を行い、通行車両にも通学路であることを意識していただけるよう対策を行っております。

また、通学路以外の箇所においても同様に、地元自治会、交通安全指導員などご意見をお聞きし、路面標示、注意看板等を設置し、安全対策を行うこととしており、農業車両の横断につきましても、昨年6月議会で答弁させていただきましたが、コンバイン、トラクターなど農業車両が公道を走行する際には、道路交通法を遵守していただき、横断される際には十分注意していた

だけのものと考えております。

騒音対策につきましても県に確認したところ、現在、供用している県管理の道路において、騒音による問題等の報告はされておらず、本道路においても供用開始後の状況を見ながら、引き続き関係機関、地元住民の方々と連携し、現状把握に努め、安全に安心して利用していただけるよう、道路の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の白方幼稚園施設の使用、活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園につきましては少子化の影響もあり、園児数が減少し、本町が考える適切な教育環境を整えることが困難な状況と判断せざるを得ない状況となっていることや町内の幼稚園につきましては、適正規模、適正配置に係る基本方針により、1園に再編することが決定していることから、本議会において廃園とする条例を提案させていただいております。今後の園舎等の教育施設の利用、活用方法につきましては、現在のところ具体的な案は決定しておりません。長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては、新年度より議員の皆様や地元の方々のご意見も伺いながら、決定してまいろうと考えております。

続きまして、浜街道沿いへの名所、史跡の大看板の設置や個別文化財の看板等の設置計画についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在のところ、浜街道沿いの大看板等の設置、遍路道の道しるべ等の設置の計画は、教育委員会としては計画しておりません。個別の文化財につきましては、指定文化財の看板設置を中心に、予算の範囲内で例年1件から3件の説明看板を新規設置及び説明内容の更新をしております。近年においても、平成26年度は、御産盃山古墳、宝篋印塔、平成28年度は、笠屋子供馬、旧京極氏多度津藩家中屋敷、平成29年度は、大般若波羅蜜多經、乳神、蔵の本地蔵、令和2年度は、盛土山古墳、南鴨の大般若經巡行、令和3年度は、宿地古墳などの説明看板を制作しております。制作の対象につきましては、立地的に設置不可能なものや個人所有などの防犯的見地から設置が難しいものを除き、既存の看板で劣化したものの更新やそもそも看板がなかったものを優先して設置しております。それに加えて、近年の調査などで新たな知見が加わったものに対しても、順次内容の更新を行っております。

また、遍路道に関しては、四国遍路世界遺産登録推進協議会の受入れ体制の整備部会による計画の下で、活用に関して施策を実施しており、その計画の中では、現状ではトイレマップの作成や道案内表示シートの設置などを実施

しております。

続いて、町歩きウォーキング等に七カ所まわりの遍路道ウォークとして取り入れることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

七カ所まわりに関しましては、多度津町内では弥谷寺から曼荼羅寺、出釈迦寺、甲山寺、善通寺、金倉寺、道隆寺を巡るものと西白方の海岸寺から弥谷寺、曼荼羅寺、出釈迦寺、甲山寺、善通寺、金倉寺、道隆寺を巡る2種類の七カ所まわりがありますが、町歩きにつきましては、たどつまち歩きの会がコースを決定するものであるため、本町が指示できるものではございません。教育委員会が実施しておりますウォーキングイベントでは、例年春に実施しております町民歩け歩け大会において、遍路道を含んだ旧街道コースをコースに取り込んで実施しております。

また、教育学習について、各小学校の総合的な学習の中で要請があった場合は、多度津金毘羅街道等の旧街道を利用して、児童が居住する地域の文化財を活用したりしております。ただし、ウォーキングイベントや教育学習に関しても、参加者の体力が一律でないため、虚空蔵寺から弥谷までのルートは比較的険しい道のみであることもあり、それらのコースに取り込むのは安全の面で難しいと思われまます。

続きまして、四国遍路道の損傷や御堂等の老朽化、石仏の保存、修理、屋根付小屋の設置など、保護するための予算と対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

基本的に、町内における遍路道に関しましては、当時の道筋は残っているものの、遍路道そのものの痕跡は残っておりません。そのため、現状の道路の損傷については、道路管理部局の対応となります。ただし、附属する関連遺物、中塚茂兵衛の道しるべなどが損傷していることなど確認ができるもの、その他、堂や石造物に関しても町指定史跡を優先的に対応しますが、文化財保護費の修繕費で対応できる範囲内の予算は確保してございます。いずれにいたしましても、限られた予算内での対応となりますので、優先順位をつけ、文化財保護に努めてまいります。

続いて、国指定天霧城跡の南海トラフ大地震への対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国指定天霧城跡に関しましては、2市1町天霧城跡保存会が保存に関わっており、毎年団体の中で危険箇所等の確認を行っております。登山者の滑落等、危険箇所での緊急性のあるものにつきましては、注意喚起の看板やロープ設置による動線の確保等を行っております。善通寺市側の採石場に関しましては史跡範囲外であるため、直接的な文化財保護上の制約の及ぶ範囲ではございませんが、採石による史跡の影響につきましては、管轄自治体である善

通寺市生涯学習課と関係企業が採石の内容によって協議を行っており、地震等の崩落に関しましては、採石業者の採石法に基づく採石計画の中で対応してもらおうこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

時間が参りました。

これをもって13番 尾崎 忠義 議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れでございました。

散会 午前11時41分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年3月8日
第1回多度津町議会定例会

議長

議員

議員

事務局長

書記